

平成 27 年度第 2 回理事会議事録

日 時 平成 27 年 9 月 15 日（火） 14 時～15 時 25 分

場 所 ふれあい福寿会館 409 特別会議室 岐阜市藪田南 5

理事 25 名中 18 名出席 監事 2 名中 1 名出席

（出席理事）藤井孝一、富田彰、横井守、安田政之、脇本敏雄、高橋秀一、
寺倉修、村瀬泰基、大石佳知、村瀬賢一、松井博幸、福野嘉彦、
牧田洋之、小川泰弘、櫻井幹夫、加藤幸治、石田学、狭場芳男

（欠席理事）西垣洋一、中川保、坂忠男、河村彰雄、竹腰鋭司、吉川厚志、
後藤隆吉

（出席監事）水谷武

（欠席監事）岩崎幸司

事務局（高橋専務理事）

それでは平成 27 年度の第 2 回理事会を開催いたします。

出席者は、理事 25 名中 18 出席、監事 1 名出席です。

会長挨拶

皆さんこんにちは。平成 27 年度第 2 回理事会にご出席いただきありがとうございます。

平成 25 年 4 月に公益社団法人としての認定をうけ 2 年が経ちましたが、公益認定には多くの規制等があり岐阜県から指摘を受けている問題もあります。本日はその点についてご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

事務局（高橋専務理事）

それでは、理事会運営規則により会長に議長をお願いします。

会長（議長）

それでは議長を務めさせていただきます。審議事項が議題 1 から議題 7 まであります。

議題 1 について、専務理事から説明をお願いします。

I. 議 事

議題 1 公益決算収支相償不適格の対応策について

高橋専務理事より資料に基づき、岐阜県から指示のあった公益認定の基準に不適合となっている次の 3 つの項目についての報告と改善方策について説明がある。

(1) 公益事業 1 の収支相償が黒字となっている点の改善策

建築士試験受付業務における会場借上げや受付審査担当者の増員、建築士登録業務

における登録申請集中時期のみの臨時職員の雇用、専攻建築士制度 PR、職員人件費の事業費割合の見直し等を行い黒字を解消する。

(2) 公益事業全体の収支相償が黒字となっている点の改善策

当会の会費収入は年間で約 1,620 万円、法人の運営管理費が約 900~1,000 万円であり、会費収入の 56%から 62%に相当する。現在、会費収入の半分を公益事業に充てているが、現状に合わせて、会費収入の 60%を上限に法人の運営管理費に充填し、残りの使途が定まっていない費用の半分を公益事業に充てたい。なお会費収入の使途については、定款変更が必要であり、早急に臨時総会を開催したい旨の説明がある。

(3) 遊休財産保有額が上限額を越えている点の改善策

遊休財産保有上限額は、公益事業の実施に要した費用の額となっているが、公益事業の減少から、遊休財産保有額が約 530 万円超過しているため、毎年、記念講演会を開催する費用として特定費用準備資金 600 万円を計上し 10 年間で使用することで遊休財産を減少させる。

／今まで、財政検討特別委員会で赤字体制解消のため経費削減をして黒字になってきている経緯があり、試験業務についても経費削減に努めてきており今回の支出には疑問を感じる。専攻建築士制度の PR 等も効果が少ないと思われる。支出する項目を見直ししてはどうか。

(藤井会長)

経費削減として公益事業の経費を削減したため、会の赤字は解消されつつあるが公益事業 1 が黒字となっている。公益事業 1 が黒字だと公益事業区分の統合ができないため、公益事業 1 における経費の支出が必要である。

(横井副会長)

今は公益事業区分を細かく分けているが公益事業区分の統合を考えている。そのためにも公益事業 1 の黒字解消が必要である。

／講習会事業を公益事業 1 に組み替えることはできないのか。

(高橋専務理事)

公益事業を 1 つに統合することを考えている。

／専攻建築士制度 PR の 66 万円はどのようなことを考えているのか。

(高橋専務理事)

新聞広告、チラシ印刷等を考えているが、事業・制度・教育・研修委員会で検討していただく予定です。

／公益事業統合後には、再度、綿密に検討して頂く必要があると思います。

／会費収入の60%を上限に法人の運営管理に充填するとあるが、60%と明記する必要があるのか。

(高橋専務理事)

会費収入の用途については、定款等で記載がなければ会費収入の半分を公益事業に充てることになる。比率を明記した上で法人管理費への充填は年度ごとに60%を上限に調整していきたいと考えている。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題2 平成27年度臨時総会開催について

高橋専務理事より資料に基づき、定款変更のための平成27年度臨時総会開催について、12月7日、午後4時から岐阜会館において開催したい旨の説明がある。

また、臨時総会の議事録署名者2名について理事会で指名してもらう必要がある旨の説明がある。

定款変更の内容について次のとおり説明がある。

1. 第10条第3項を削除する。
2. 第10条第2項中「総会において別に定める賛助会費」を「総会において別に定める会費」に改める。
3. 第20条第2項に「役員の補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。」を加え、以下の条文番号を順送りする。

附則 この定款の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

なお、定款10条（会費）の改正の理由については、運営会議において会全体では赤字であることを明記した方が良いとの指摘があり、一部訂正する旨の説明がある。

(藤井会長)

臨時総会の議長を岐阜支部 寺倉修理事に、議事録署名者を各務原支部 小川泰弘理事、中濃支部 櫻井幹夫理事にお願いしたいと思います。

司会と受付は女性委員会に協力をお願いしたいと思います。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 3 役員改選の時期について

高橋専務理事より資料に基づき、平成 27 年 6 月 19 日開催の定時総会で選任された役員
の任期は平成 29 年度定時総会の終結の時までとなるが、日本建築士会連合会の改選時期に
合わせるため、1 年で辞任届を提出して頂き、平成 28 年度定時総会で新たに役員改選を行
いたい旨の説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 4 委員会委員の追加選任について

高橋専務理事より資料に基づき、青年委員会 2 名、岐阜地域貢献活動センター特別委員
会 3 名、ぎふ木造塾特別委員会 2 名の委員の追加選任について説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 5 会員の入会について

高橋専務理事より資料に基づき、正会員 7 名及び 1 名の入会金免除申請について説明が
ある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 6 会員権利の停止及び資格の喪失について

高橋専務理事より資料に基づき、会員権利の停止及び資格の喪失について説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 7 その他

なし

II. 報告事項

報告 1. 第 58 回建築士会全国大会石川大会の申込状況について

高橋専務理事より資料に基づき、全国大会に 117 名の申込みがあり、参加助成金を一
人 10,000 円、委員会から旅費の支給がある方は一人 5,000 円をお支払いする旨の説明が
ある。まとめて参加する支部には、参加料を相殺の上、支部にまとめて振込みをする旨
の説明がある。

また、全国の参加申込状況等について報告がある。

報告 2. 各支部及び各委員会報告について

各支部および各委員会より資料に基づき、事業執行状況について報告がある。

報告 3. その他

高橋専務理事より資料に基づき、本部振込額（後期分）及び入会促進助成金について 9 月 25 日に振込みをする旨の説明がある。

高橋専務理事より岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会について受講のお願いがある。

高橋専務理事よりリフォーム工事の勧誘に関する注意喚起チラシについての説明がある。
横井副会長より岐阜県住宅省エネルギー施工・設計技術者講習会についての受講のお願いがある。

以上をもって、本日の議事は全て終了したので議長は閉会を宣して、午後 3 時 25 分に散会した。

上記決議を明確にするため本議事録を作成し、出席した会長及び監事が次に記名捺印する。

平成 27 年 9 月 15 日

公益社団法人 岐阜県建築士会

議 長 印

監 事 印